

比企地域元気アップ実行委員会 Web版比企サイクリングマップ利用規約

Web版比企サイクリングマップ（以下「当マップ」といいます。）は、比企地域に関するサイクリスト向けの情報を提供することで、より多くのサイクリストの皆様には比企地域に訪訪いただけるよう、比企地域元気アップ実行委員会（※参照。以下「実行委員会」といいます。）が運営するものです。

ご利用にあたっては、この利用規約を必ずお読みいただき、同意の上で利用してください。

※比企地域元気アップ実行委員会は、1市7町1村（東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村）と埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所で構成される団体で、比企地域のPRや広域観光化に取り組んでいます。

1. 目的

当マップは、比企地域内の観光情報や道路情報などをサイクリスト向けに発信し、サイクリストの来訪増加と域内店舗等の売上増加による地域経済の活性化を目的に実行委員会が運営しています。

2. 運営

当マップの運営は、実行委員会が行っています。掲載する情報は、各市町村の実行委員会担当職員が選定し、掲載・更新を行います。

なお、当マップは、一般財団法人リモート・センシング技術センターのご協力により作成しています。

3. 掲載する情報

当マップでは、サイクリスト向けに次の情報を提供します。各情報については専用のアイコンで分類され、それを開くと情報が表示されます。

- (1) 比企地域内のサイクリングコース
- (2) 観光名所
- (3) 公共施設
- (4) 無料で使用することのできる駐車場及びトイレ
- (5) 各店舗からの申出による飲食店や物販店等の情報
- (6) 道路情報（交通量、信号の有無、傾斜等）
- (7) その他の情報

4. 禁止事項

当マップでは、比企地域内の店舗等の情報をその申出に基づき掲載しますが、下記に該当する事項については、掲載を禁止します。

なお、外部リンク先の情報については下記の条項を適用しませんが、内容が相応しくないと判断した場合はリンクを切るものとします。

- (1) 特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷する内容
- (2) 実行委員会の構成市町村を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (3) 求人広告又はこれに類するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の適用を受ける業種であるもの
- (5) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条の適用を受ける業種であるもの
- (6) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) 法律、法令等に違反している内容、または違反する恐れがある内容
- (8) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (9) 本人の承諾なく個人情報をも特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容
- (10) 有害なプログラム
- (11) 政治、宗教活動などを目的とするもの
- (12) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (13) その他、当マップの運営上、他人に不利益を与えるなど、実行委員会が不当と判断した内容

5. 利用条件

- (1) 当マップで得られる情報は、その正確性、完全性、有用性等を完全に証明するものではありません。
- (2) 実行委員会は、利用者が当マップの利用によって発生する直接または間接の損失、損害及び障害等について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。利用者自身の責任と判断で使用してください。
- (3) 実行委員会は、当マップがすべての利用者のコンピュータ上で正常に動作することを保証しません。
- (4) 当マップに掲載している個々の情報に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、実行委員会あるいは実行委員会以外の原作者等に帰属しま

す。当マップの内容について、私的使用のための複製や引用など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することを禁止します。

- (6) 情報更新やシステム保守、緊急事態等が発生した場合には、実行委員会は、当マップの一部または全部を予告なく変更または中止することがあります。

6. 個人情報

当マップを通じて実行員会が提供を受けた個人情報については、各市町村の個人情報保護条例及びプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱います。

7. その他

当マップに掲載の申出をされた店舗等の代表者様は、掲載内容に変更や誤りがある場合、速やかに申出をされた市町村の担当者に連絡をお願いいたします。

この利用規約は、平成 27 年 12 月 3 日から適用されます。

現在掲載されている情報は、平成 27 年 12 月時点で確認したものです。